

2025年度 町田市立南第三学校 学校いじめ防止基本方針

「いじめ防止対策推進法」及び、「町田市いじめ防止基本方針（2022年3月改定）」を受け、次のように本校の「学校いじめ防止基本方針」及び本校におけるいじめ防止の具体的な取組、組織を定めるものとする。

I いじめ防止等における基本理念

○いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

○いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。

○いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

II 学校におけるいじめ防止等に関する取組

1 いじめを「防ぐ」（未然防止）

教職員がいじめの定義について十分に理解したうえで、児童・生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促す。

基本方針1 いじめを「防ぐ」

（1）人権教育の充実

いじめは、相手の人権を侵害する行為であり、決して許されるものではないことを子どもたちに理解させる。また、子どもたちが人の痛みを思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る。

① 「人権教育プログラム（学校教育編）」の活用

② 「生徒指導提要」等の活用

（2）心の教育の推進

他人を思いやる心や人権意識を高め、いじめをしない、許さないという人間性豊かな心を育てるために、学校・家庭・地域ぐるみの心の教育を推進する。

道徳の授業では、子どもたちの実態に合わせて、心情を揺さぶる教材や資料を工夫し、人としての「気高さ」や「心づかい」「やさしさ」等に触れさせ、自分自身の生活や行動を省みるようにさせる。

① 道徳授業地区公開講座の充実（1月24日）

② 「小中一貫町田っ子カリキュラム（規範教育）」の推進

（3）体験的な活動・コミュニケーション活動の重視

子どもたちが自分と向き合い、他者、社会、自然との関わりの中で、生命に対する畏敬の念、感動する心、共に生きる心などの大切さに気づき、体得できるよう体験的な活動やコミュニケーション活動を取り入れる。

① 「小中一貫町田っ子カリキュラム（キャリア教育）」の推進

② 福祉体験・ボランティア活動（10月～11月頃）

③ 異学年交流活動「縦割り班活動」（通年）

④ 中学校生徒会との連携（3月）

2 いじめに「気付く」（早期発見）

いじめの早期発見・早期対応のために、日頃から教職員と子どもたちとの信頼関係の構築に努める。いじめは教職員や大人が気付きにくい場面で発生し、潜在化しやすいことを認識し、いじめを見逃さずに、組織的に解決する。

基本方針2 いじめに「気付く」

いじめの早期発見・早期対応のために、日頃から教職員と子どもたちとの信頼関係の構築に努める。いじめは、教職員や大人が気付きにくい場面で発生し、潜在化しやすいことを認識する。子どもたちの小さな変化を察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させる。

また、教職員の間で情報を共有し、保護者や地域住民の方、関係諸機関の担当者とも連携して情報を収集し、対応する。

(1) 実態把握

①「心のアンケート」の実施・結果の活用

②「いじめ対応マニュアル（改訂版）『守る』『気付く』『防ぐ』」

「4 いじめに『気付く』チェックリスト子どものサイン・変化を見付けましょう」の活用

「いじめ総合対策【第2次・一部改訂】上巻（令和3年2月東京都教育委員会）」P94～参照

③保護者との個人面談

(2) 教育相談

①相談体制の充実・気軽に相談できる雰囲気づくり

②相談窓口の紹介（「いじめ対応マニュアル（改訂版）『守る』『気付く』『防ぐ』」

「7 主な相談窓口・専門機関等」参照）

「いじめ総合対策【第2次・一部改訂】上巻（令和3年2月東京都教育委員会）」P103参照

③週に一度の教職員全員による情報交換

3 いじめから「守る」（早期対応）

「いじめはどの学校でもどの児童・生徒にも起こり得る」との認識の下、学校いじめ対応チームを中心として組織的に対応する。教職員は、ささいな兆候や懸念、児童・生徒からの訴えを、抱え込まずに、又は対応不要であると個人で判断せずに、直ちに全て学校いじめ対応チームに報告・相談し、学校の組織的な対応につなげる。

基本方針3 いじめから「守る」

(1) 早期対応・いじめ発見時

いじめの兆候を発見した時は問題を軽視することなく、早期に適切な対応をする。いじめられている子どもの悩みや苦しみを取り除くことを最優先に迅速な指導を行う。解決に向けては、学年及び学校全体で組織的に対応する。

また、いじめの再発を防止するため、継続的に見守る。

(2) 関係諸機関との連携

学校だけで解決が困難な事案については、教育委員会や警察、地域等の関係諸機関と連携する。（「いじめ対応マニュアル（改訂版）『守る』『気付く』『防ぐ』」「6 関係諸機関との連携」参照）

①いじめ対応サポートチーム（指導課）

②スクールソーシャルワーカー（指導課）

③保護司、民生・児童委員

④町田警察署、八王子児童相談所

⑤学校サポートチーム

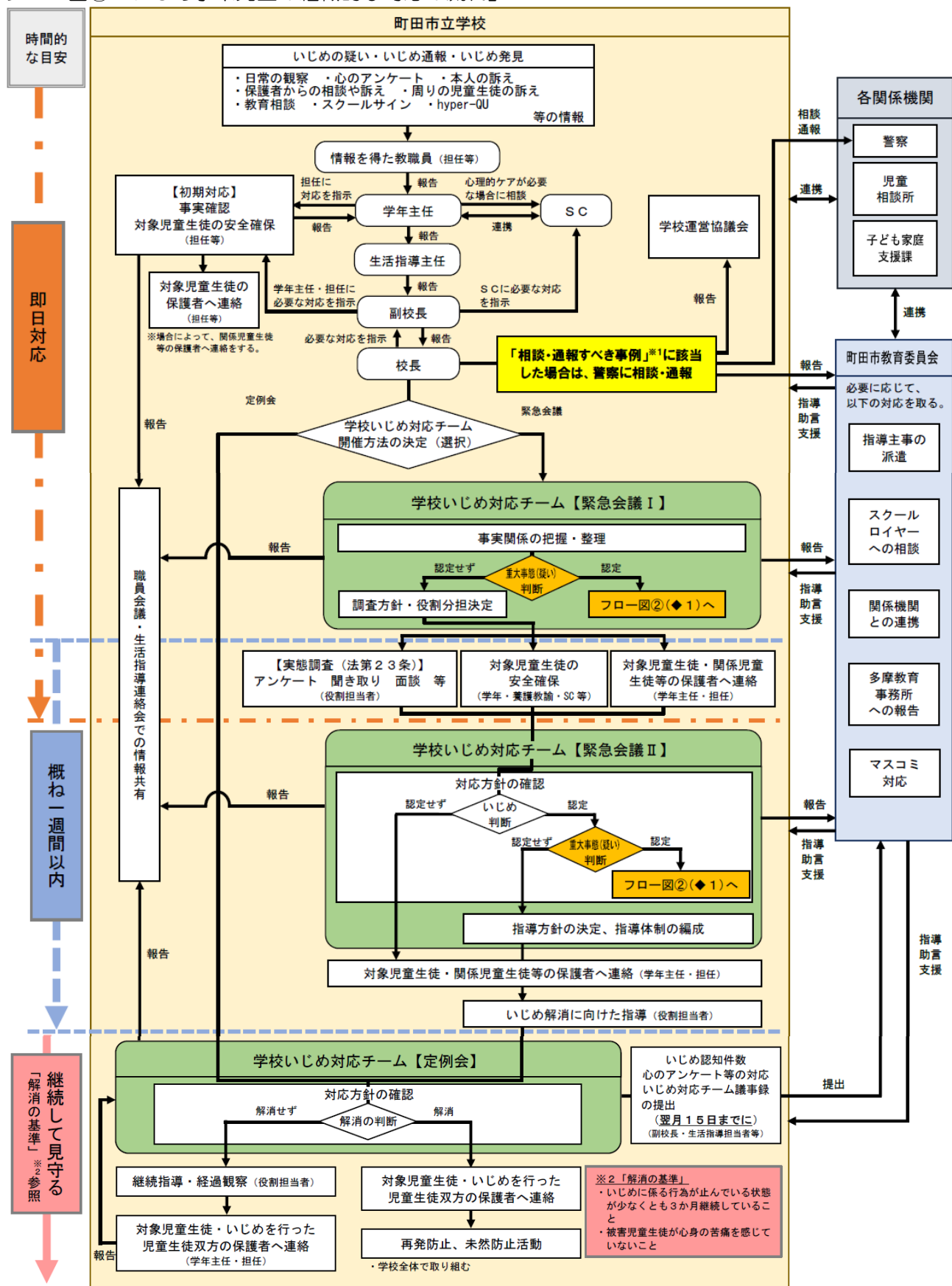
〇いじめ問題対策「防ぐ・気付く・守る」取組の流れ

いじめを「防ぐ」 (未然防止) 	☐ 教員の指導と学校の組織的な対応 「南第三小学校いじめ防止基本方針」 学校いじめ対応チーム ☐ 「町田市いじめ防止基本方針（改訂版）」
いじめに「気付く」 (早期発見) 	☐ 「心のアンケート」の毎月実施 ☐ 学校いじめ対応チームによる情報共有 ☐ スクールカウンセラーの活用 ☐ 「いじめに『気付く』子どものサイン・変化チェックリスト」の活用による確実な発見 ☐ 保護者・地域住民との連携
いじめから「守る」 (早期対応) 	☐ 学校いじめ対応チームを核とした対応 ☐ 被害の子どもへのケア 加害の子どもに対する観察・指導 いじめを伝えた子どもの安全確保 ☐ スクールカウンセラーの活用 ☐ 教育委員会・関係諸機関との連携 スクールソーシャルワーカーの活用 ☐ 保護者・地域住民との連携
重大事態への対処	☐ 被害の子どもへの保護・ケア スクールカウンセラー ☐ 加害の子どもへの働きかけ ☐ 教育委員会・関係諸機関との連携 いじめ対応サポートチーム、スクールソーシャルワーカー ☐ 保護者・地域住民との連携

※ 重大事態にまで至らないよう、学校全教職員・家庭・地域が一丸となり、いじめ問題への取組を推進し、未然防止、早期発見、早期対応を行う。

Ⅲ いじめ対応の具体的な取組と流れ

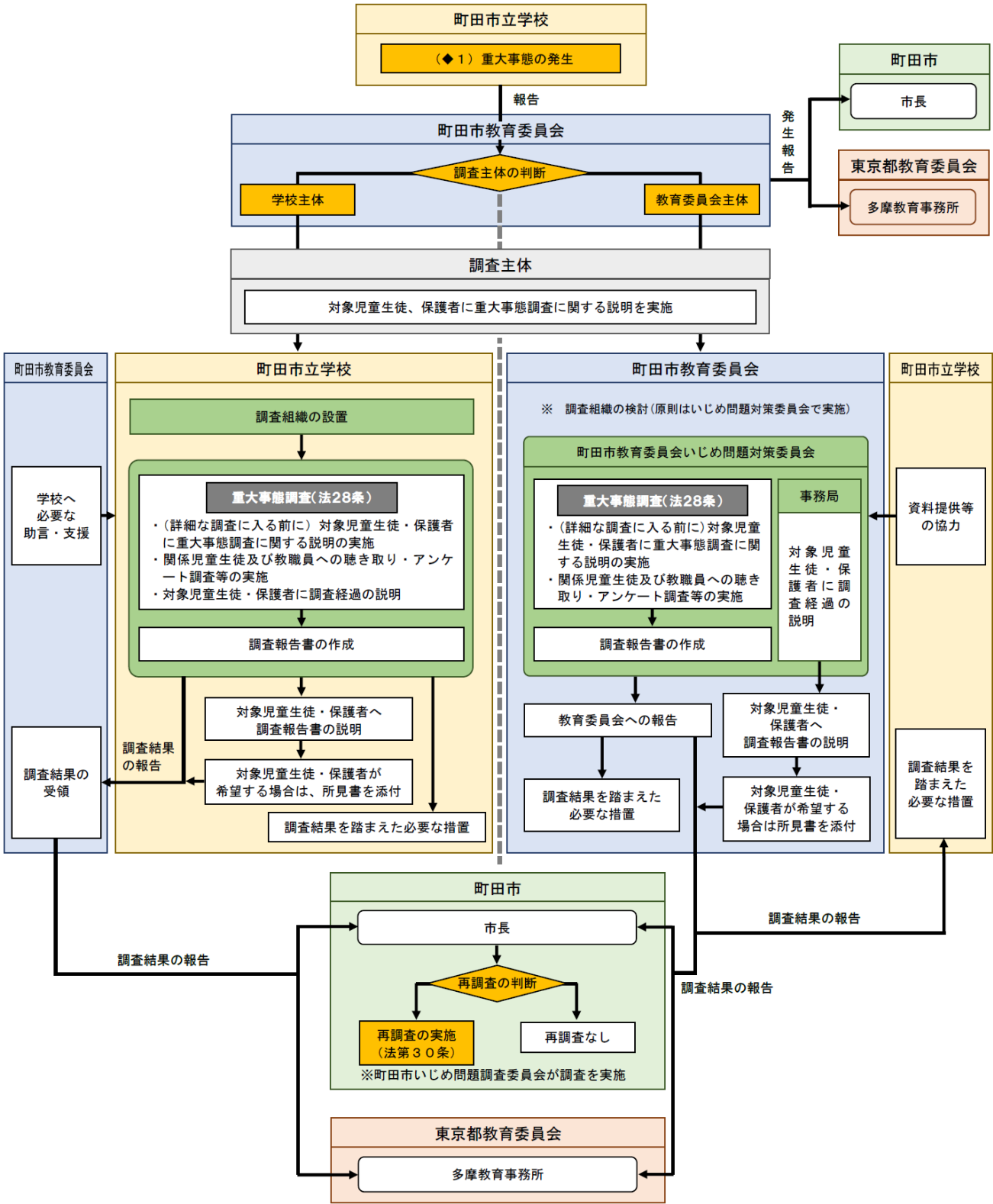
フロー図①「いじめ事案発生の組織的な対応の流れ」



※1 相談・通報すべき事例(令和5年2月7日付、4文科初第2121号「いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について(通知)」文部科学省)

暴行	ゲームや悪ふざけと称して、繰り返し同級生を殴ったりけったりする。無理やりズボン脱がす。	自殺関与	同級生に対して「死ぬ」と言って脅し、その同級生が自殺を決意して自殺した。(自殺を企図した場合を含む)
傷害	感情を抑え切れずに、ハサミやカッター等の刃物で同級生を切り付けてけがをさせる。	名誉棄損、侮辱	特定の人物を誹謗中傷するため、インターネット上に実名を挙げて、身体的な特徴を指摘し、気持ち悪い、不細工など悪口を書く。
強制わいせつ	断れば危害を加えると脅し、性器や胸・お尻を触る。	児童ポルノ提供等	同級生に対して、スマートフォンで自身の性器や下着姿などの写真・動画を撮影して送るよう指示し、自己のスマートフォンに送らせる。同級生の裸の写真・動画を友達一人に送信して提供する。同級生の裸の写真・動画をSNS上のグループに送信して多数の者に提供する。友達から送られてきた児童ポルノの写真・動画を性的好奇心を満たす目的でスマートフォン等に保存する。
恐喝	断れば危害を加えると脅し、現金を巻き上げる。オンラインゲームのアイテムを購入させる。	私事性的画像記録提供(リベンジポルノ)	元交際相手と別れた腹いせに性的な写真・動画をインターネット上に公表する。
窃盗	靴や体操服、教科書等の所持品を盗む。財布から現金を盗む。		
器物損壊等	自転車壊す。制服をカッターで切り裂く。		
強要	度胸試しやゲームと称して、無理やり危険な行為や苦痛に感じる行為をさせる。		
脅迫	本人の裸などが写った写真・動画をインターネット上で拡散すると脅す。		

フロー図②「いじめ重大事態発生時の対応の流れ」



〇いじめ対応の具体的な取組

初期対応の流れ	取 組
1 いじめの発見・認知 2 報告（5W1Hを正確に） 「誰が」「いつ」「どこで」 「誰と」「何をした」 「どのように」	○学級担任、教職員による観察 ○子ども・保護者の訴え ○「心のアンケート」 ○教育相談 ○外部からの情報 ○発見者及び認知者は、直ちに主任教諭、主幹教諭、校長・副校長に報告
3 事実確認と情報整理及び関係保護者への連絡・説明 ※ 訴えには、 「あなたを全力で守る。」 「お子さんを全力あげて守る。」と伝える。	○いじめの態様の把握・教育委員会へ第一報 ○当該の子ども、関係者からの聞き取り □話しやすい人や場所等の配慮 □複数の教職員で聞き取り □情報提供者の秘密を守る ○関係保護者へ連絡・説明（家庭訪問が原則）
4 情報共有と共通理解及び校内体制の編成	○会議等で情報共有 （指導・援助方針の共通理解、役割分担） ○スクールカウンセラーやいじめ対応サポートチーム（指導課）、スクールソーシャルワーカーとの連携
5 子どもへの指導及び保護者との連携	○被害者（いじめられた子ども）へ 徹底して味方になる。表面で判断せず支援を継続する。 ○加害者（いじめた子ども）へ いじめの背景を理解し、行為について毅然と指導する。 ○観衆・傍観者（周りの子ども）へ 学級・学年等全体の問題として、教師が子どもとともに真剣に取り組む姿勢を示す。
6 関係諸機関との連携及び継続観察・状況確認	○教育委員会へ経過を報告するとともに、関係諸機関との連携を図る。 ○被害者等への心のケアを優先し、関係の子ども等について、継続観察及び状況確認を行う。 ○必要に応じて、保護者会の開催など、当該学級の保護者等への説明方法を検討する。 ○事実・対応経過の記録、情報等を整理する。

Ⅳ 南第三小学校「いじめ対応チーム」

本校では、いじめ問題への組織的な取組を推進するため、いじめ問題に特化した機動的な「いじめ対応チーム」を設置する。「いじめ対応チーム」は月1回の定例会を開催し、いじめの未然防止、早期対応の取組を確認するとともに、必要に応じて臨時会を設定し、いじめの対応を行う。また、このチームを中心として全教職員で共通理解を図り、学校全体でいじめ対策を行う。

【構成】（校務分掌組織図に位置付ける）

校 長	○	副校長	○	生活指導主任	○
主幹教諭	○	養護教諭	○	SC(スクールカウンセラー)	○
学年主任	○	当該学級担任	○	関係教員	○
教育相談担当	○				

※ 必要に応じて、いじめ対応サポートチーム（指導課）、スクールソーシャルワーカーと連携する。

【役割】

- ・いじめ対応チーム定例会の開催、緊急会の開催
- ・いじめの防止等に係る学校の年間活動計画（校内研修、いじめに関する授業、スクールカウンセラーによる是認面接、保護者会での説明、子どもの主体的な活動への支援など、それぞれの実施計画）の作成
- ・心のアンケート実施後の情報共有、確認
- ・個々のいじめやいじめの疑いの事案について、現状と対応の進捗状況を確認するとともに、今後の対応策を決定する。
- ・子どもの様子で気になることがあったとき、子ども間でトラブルが発生した時など、教員から報告を受けるとともに、教職員間で情報を共有する。
- ・教員から子どもの様子で気になることが報告された場合は、事実確認の方法を決定する。
- ・事実確認の結果について報告を受け、当該の事案が、いじめであるか、いじめの疑いの状況であるか等について判断する。
- ・いじめ等について、実態に基づき、早期解決に向けた対応方針を協議する。
- ・子どもに対して中心となって対応を行う学級担任等に、適切に助言をしたり相談に乗ったりする。
- ・全てのいじめの事例について、共通の様式等で記録を残し、他の教職員が確認できる方法により保管する。

Ⅴ 教員の研修計画について

全ての教職員が、「いじめ」をはじめとしたいじめ防止対策推進法の趣旨や、「学校いじめ防止基本方針」の内容等を十分に理解し、職員の対応力や校内の組織力の向上を図るために、以下の通り、教員の研修を行う。

実施月	内容
4月3日	・いじめの定義や学校いじめ基本方針（いじめ対応チームの構成と役割、いじめに関する授業計画等）の確認
5月30日	・学校いじめ基本方針やいじめ早期発見・早期対応リーフレット（教職員向け）の確認 ・ふれあい月間に向けて（いじめ防止において必ず取り組む18の項目等）
10月31日	・いじめ総合対策（第2次・1部改定）を活用した研修 ・ふれあい月間に向けて

※必要に応じて夕会時やスキルアップタイムを利用して研修を行う。

Ⅵ いじめを未然防止、早期解決するための授業計画

いじめ問題の未然防止、早期解決につなげるために、児童・生徒に対して以下の計画でいじめに関する授業を実施する。

学年	実施月	教科	内容・単元名など
1年	5月	特別活動	仲の良い学級Ⅰ【規】（いじめ防止）
	10月	特別活動	仲の良い学級Ⅱ【規】（いじめ防止）
	10月	道徳	ダメ（善悪の判断、自律、自由と責任）
	10月	道徳	こころはっぱ（友情、信頼）
	1月	特別活動	仲の良い学級Ⅲ【規】（いじめ防止）
2年	5月	特別活動	仲の良い学級Ⅰ【規】（いじめ防止）
	10月	特別活動	仲の良い学級Ⅱ【規】（いじめ防止）
	6月	道徳	おれたものさし（善悪の判断、自律、自由と責任）
	11月	道徳	学っきゅうえんのさつまいも（親切、思いやり）
	1月	特別活動	仲の良い学級Ⅲ【規】（いじめ防止）
3年	5月	特別活動	仲の良い学級Ⅰ【規】（いじめ防止）
	6月	道徳	みんなの学校なのに（よりよい学校生活、集団生活の充実）
	6月	道徳	いいち、にいつ、いいち、にいつ（友情、信頼）
	10月	特別活動	仲の良い学級Ⅱ【規】（いじめ防止）
	1月	特別活動	仲の良い学級Ⅲ【規】（いじめ防止）
4年	5月	特別活動	仲の良い学級Ⅰ【規】（いじめ防止）
	6月	道徳	いっしょになって、わらっちゃだめだ（善悪の判断、自律、自由と責任）
	9月	道徳	わたしの見つけた小さな幸せ（生命の尊さ）
	10月	特別活動	仲の良い学級Ⅱ【規】（いじめ防止）
	1月	特別活動	仲の良い学級Ⅲ【規】（いじめ防止）
5年	5月	特別活動	仲の良い学級Ⅰ【規】（いじめ防止）
	6月	道徳	どうすればいいんだ（公正、公平、社会正義）
	10月	特別活動	仲の良い学級Ⅱ【規】（いじめ防止）
	12月	道徳	最後のおくり物（親切、思いやり）
	1月	特別活動	仲の良い学級Ⅲ【規】（いじめ防止）
6年	5月	特別活動	仲の良い学級Ⅰ【規】（いじめ防止）
	6月	道徳	ばかじゃん（友情、信頼）
	10月	特別活動	仲の良い学級Ⅱ【規】（いじめ防止）
	11月	道徳	ピアノの音が……（規則の尊重）
	1月	特別活動	仲の良い学級Ⅲ【規】（いじめ防止）